

# 中小企業金融円滑化法関連特別相談窓口

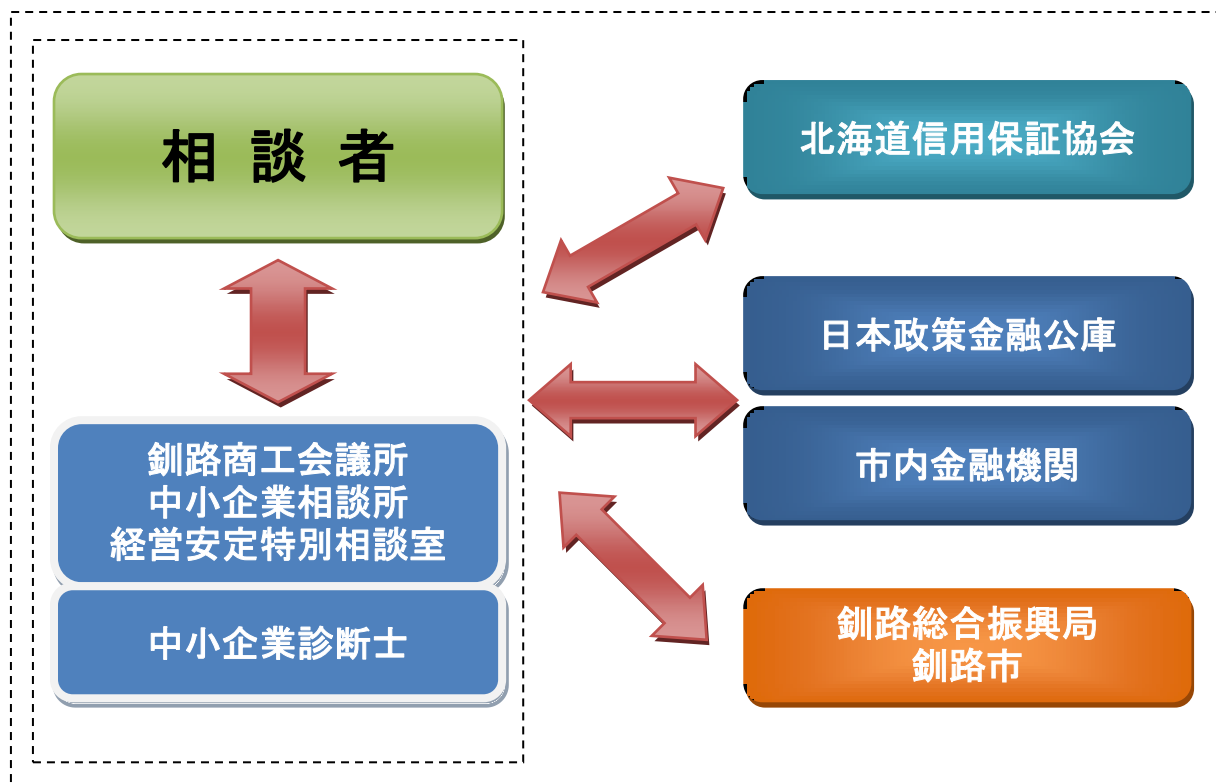
## 中小企業者等の経営及び金融に関する 相談窓口を開設します

平成21年12月に施行された「中小企業金融円滑化法」が来年3月31日をもって終了することに伴い、経営環境が依然として厳しい中小企業者等における資金繰りを含めた経営相談に対応するための窓口を設置します。

場 所：釧路商工会議所内（道東経済センタービル4階）

期 日：平成24年11月26日（月）～ （9：00～17：00）

### 実施体制



～創業・税務・労務・金融等の経営相談は常時受け付けております～

相談はお気軽に

「釧路商工会議所 TEL41-4143 まで」